

## 公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和 7 年 7 月 7 日

金沢市長 村山 卓  
(公印省略)

### 1 対象業務

業務名 森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託

業務期間 契約締結の日から令和 8 年 8 月 31 日(月)まで

業務概要 森と市民をつなぐ拠点施設木育ルームは、未就学児の木や森に対する好奇心を向上させるため、自然と木に触れ楽しむことができる「遊びと学びの場」を考慮した空間設計が必要であるとともに、安全面に配慮した遊具等の製作、配置、動線計画が必要であり、これらの施設の特性を踏まえた効果的で安全・安心な空間設計・施工を行う。

### 2 応募資格

#### (1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者とします。

ア 金沢市の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査結果通知（令和 7 年 10 月下旬予定。以下「審査終了」という。）までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、金沢市公式ホームページを参照

イ 平成 27 年 4 月 1 日以降、100 m<sup>2</sup>以上の空間における下記いずれかの元請契約履行実績を有すること。（官民間わず）

(ア)屋内遊具の製作及び設置を一連で業務遂行

(イ)屋内施設の展示設計及び施工を一連で業務遂行

ウ 内装仕上工事業の建設業許可を有すること。

エ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

オ 次の（a）から（c）のいずれにも該当しないこと。

(a) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(b) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申

立てをしている者

(c) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

## (2) 応募資格の制限

本プロポーザルに参加しようとする者が、次のアの関係に該当する場合、そのうち 1 者しか応募できません。また、前(1)の有資格者であっても、次のイ又はウに該当する者は、本プロポーザルに応募することができません。応募者は次のイ又はウに該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けることはできません。

ア 資本関係又は人的関係（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が在中の会社である場合を除く）。

(ア) 親会社と子会社の関係

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

イ 森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託プロポーザル選定委員会委員

ウ イが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）

に所属する者

## 3 提出書類及び提出期限

(1) 参加表明書 部数 1 部 提出期限 令和 7 年 8 月 7 日(木)午後 5 時 45 分

(2) 企画提案書 部数 11 部 提出期限 令和 7 年 9 月 12 日(金)午後 5 時 45 分

## 4 実施要領等の公表

森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託公募型プロポーザル実施要領、森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託仕様書、提出書類様式及び参考資料として森と市民をつなぐ拠点施設 配置図、各種図面、委託業務対象範囲図、建物イメージ図を公表します。希望者は、金沢市公式ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shinrinsaiseika/nyusatsuujoho/29308.html>

## 5 事業者の特定

森と市民をつなぐ拠点施設遊具等製作業務委託プロポーザル選定委員会が企画提案書の内容を評価基準に基づき審査するとともに、提案者からのヒアリングを実施し、最適な事業者を特定します。

## 6 問い合わせ

この公告及び詳細に関する問い合わせ先は次のとおりです。

金沢市農林水産局 森林再生課

[電話] (076) 220-2217 [FAX] (076) 222-7291 [E-mail] [nourin\\_mori@city.kanazawa.lg.jp](mailto:nourin_mori@city.kanazawa.lg.jp)